

弁護士のための確定申告解説書！

弁護士のための

確定申告と税務

令和 3 年用

弁理士
司法書士
対応

Tax Return Filing and Tax Affairs for Lawyers

弁護士のための 確定申告と 税務

[著者代表] 天賀谷茂 / 吳尚哲 / 熊澤直
税理士 天賀谷茂 / 弁理士 名取勝也
外国資格弁理士 吉川達夫

弁理士
司法書士
対応

令和 3 年用

第一法規

[著者代表] 天賀谷茂 吳尚哲 熊澤直
名取勝也 吉川達夫

B5判・224頁 定価：本体2,900円+税

本書の特長

- ◆確定申告の基礎から最新の税制改正までが理解できる一冊！
- ◆弁護士特有の支出や税務処理について解説！
- ◆弁護士の確定申告をサポートする一冊！

Q&Aでわかる!!

弁護士事務所の正しい会計・税務も好評発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

税制改正のポイントも解説し、 弁護士の正しい確定申告をサポート!

最新情報—Covid19 影響対策編

I 令和3年確定申告ハイライト

記帳実務編

- I 利益のしくみと確定申告
- II 記帳の種類と方法
- III 利益計画の立て方
- IV 月次決算書の読み方
- V 事務所開設時のお金の流れを把握する

主な税務申告 基礎編

- I 確定申告の必要性
- II 所得の種類と必要経費、所得控除
- III 白色申告のポイント
- IV 青色申告のポイント
- V 申告書の提出
- VI 消費税
- VII 中間申告の基礎
- VIII 源泉所得税と年末調整
- IX 消費税申告

主な税務申告 士業編

- 小規模・中規模事務所弁護士と税務
- 大規模事務所弁護士と税務
- 外国資格弁護士と税務
- 企業内弁護士と税務
- 弁理士と税務
- 司法書士と税務

確定申告のトラブル

- I 確定申告、実務上のトラブルと注意すべきポイント
- II 具体的なトラブル事例

資料編

- 1 弁護士報酬の計上時期が争われたケース
- 2 士業における会員組織の役員としての支出が接待交際費に該当するかについて争われたケース
- 3 事務所の一部を社労士に提供して共同顧客を開拓していた事案で、当該社労士に支払っていた支援料等が経費に該当するかが争われたケース
- 4 配偶者が青色事業専従者に該当するか、所有する車両2台が事業用として認められるかが争われたケース
- 5 ロータークラブの会費が必要経費となるかが争われたケース

最新情報

— Covid-19 影響対策編

ここでは、令和2年分の確定申告以降に参考となる最新情報をご紹介します。

I 令和3年確定申告ハイライト

日本の税法は、その時代の経済情勢や社会状況にあった制度とすために、毎年改正が行われています。令和2年分以降の所得税と消費税の申告を行うにあたり、現時点で確定している改正事項を以下でご紹介いたしますので、今後の申告にお役立ていただければ幸いです。
特に本年の申告は、新型コロナウイルスの流行に伴い、税制上の特例が設けられている点、また高経路控除が変更¹⁾する規定が適用開始となるなど、全ての申告者にとって身近な項目が変更となります。改正点につき十分注意をしながら、申告をお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う取扱い

令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して報告された新型コロナウイルスへの対応策として、我が国では同年3月に成立した特別措置法に基づき、同年4月に緊急事態宣言が発令されました。これにより多くの経済活動に制限が生じたこととなりました。
この事態に対応するため、税務上の手続についても、コロナ臨時特例法²⁾が令和2年4月30日より施行されました。具体的には、コロナ臨時特例法にて、納税者の特例と一部の給付金の非課税が定められ、災害による期間延長の特例³⁾の適用により申告期間の延長が可能となりました。また消費税についても、一部の有利選択が可能です。

FAQ

小規模・中規模事務所弁護士と税務

①-1 交通系ICカードの電子マネーで、コンビニエンスストア等の会計をすることがあります。チャージ額の領収書までとめて申告して問題ありません。

A 買い物の際の領収書をもとに必要経費として計算し、確定申告することとなります。交通系ICカードへの電子マネーのチャージ自体は前払いであって、その支払いがした際に費用計上とはならないからです。

①-2 会社役員、執業、大学講師などをしていて、交通費や雑費などで、どの業務での支出であるかわからなくなることがあります。雑費は雑費として分けたい方がよいでしょうか。
A 業務ごとに領収書を分ける必要があります。会社役員の場合は給与所得、執業および大学講師による収入は、給与所得または雑所得になります。それぞれの所得区分ごとに領収書を分けておきましょう。会社役員にかかる領収書は確定申告に該当するものを除いて控除できませんが、執業および大学講師の収入が雑所得に該当する場合には、それにかかる必要経費をその収入から控除することとなります。

①-3 会社役員、執業、大学講師などをしていて、住所をどこにするか悩んでいます(納税地)。事務所があるいは自宅から行っている、どちらでもよいのでしょうか。なお、大学講師の準備は自宅で行っています。

A 個人事業主の納税地は、原則として、住所(自宅)になります。ただし、住所以外の場所から事務所や店舗がある方は、納税地を選択することができます。事務所や店舗の所在地で納税を行いたい場合は、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を住所および事務所や店舗の所在地の両方所属する自治体に提出します。提出期限は特に定められていませんが、すみやかに届出するようにしましょう。

①-4 法科大学院生にアルバイトで資料作成を依頼しました。領収書をもらう際には、どのような点に注意すればよいでしょうか。また、源泉徴収はどのように行うべきでしょうか。コピー代・交通費等の実費も含めた報酬としてよいでしょうか。

A アルバイトであれば、その支払額から源泉所得税を差し引いて支払います。その際、口頭で済ませた場合は領収書の交換などとその代わりとなりますが、現金払いであれば交換書にサインをもらうようにしましょう。また、支払額のうち、コピー代、交通費等の実費部分は源泉対象とはならないので、注意が必要です。実費前払を行わない場合は、交換する際は経費算出部分も合算して給与所得となります。

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規ストア

検索



キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

書名	価格	部数
令和3年用 弁護士のための確定申告と税務 弁理士・司法書士対応 [073262]	定価3,190円(本体2,900円)	部
Q&Aでわかる!! 弁護士事務所の正しい会計・税務 [069682]	定価3,520円(本体3,200円)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、300円+税 3万円以下の場合、400円+税 10万円以下の場合、600円+税	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い ただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 _____
ご住所

事務所名 _____ □ 公用
□ 私用

フリガナ _____ TEL _____
ご氏名 _____ 様 ☎ E-mail _____ @ _____

お客様の個人情報の取扱いについて
お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎ TEL.0120-203-696 ☎ FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎ FAX.0120-302-640

書店印